



Title	大阪大学看護学雑誌 24巻1号 投稿規程
Author(s)	
Citation	大阪大学看護学雑誌. 2018, 24(1), p. 52-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/67822
rights	©大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪大学看護学雑誌 Nursing Journal of Osaka University 投稿規程

平成 28 年 2 月 1 日改正

1.投稿者の資格

著者は大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻統合保健看護科学分野教員、大阪大学医学部附属病院看護部職員が含まれていることとする。但し、編集委員よりの依頼についてはこの限りではない。

2.原稿の種類

- 1) 原稿の種類は、総説、原著、研究報告、事例研究、資料とする。
- 2) 投稿論文の内容は、他の出版物(国内外を問わず)にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。

3.投稿手続

- 1) 原稿には表紙を付し、上半分に表題、著者名、所属機関名、キーワード 4 語程度を記入し、その下に英語で併記する。また下半分には希望する論文の種類(原著・研究報告・事例研究・総説・資料)を明記する。投稿原稿は、印刷した 3 部(うち 2 部はコピーでよい)と Word 等のファイルとして保存した電子媒体(CD-ROM、USB メモリ等)を送付する。
- 2) 原稿は封筒の表に「大阪大学看護学雑誌原稿」と朱書きし、下記に送付する。

〒565-0871 吹田市山田丘 1-7

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻
看護企画室内 看護学雑誌編集委員会

4.原稿の締切および採否

- 1) 原稿の締切は 9 月末日(当日必着)とする。
- 2) 原稿の採択および論文の種類は査読を経て編集委員会で決定する。なお、査読者が論文ではなく、看護情報を広報するものとして掲載することが望ましいと判断したものについては、編集委員会にその旨を提案し、編集委員会において原稿の内容によりその他(例:レター・記事)として掲載することもある。
- 3) 最終原稿は、指定のフォーマットに従って作成し、著者名、所属機関、倫理委員会名称(承認番号)、謝辞、利益相反等を明記して提出する。

5.著者校正

著者校正を 1 回行う。但し校正の際の加筆は原則として認めない。

6.原稿執筆の要領

- 1) 原稿は、A4版横書きで(40 字×30 行)で印字する。
- 2) 原稿は、内容を問わず、本文、文献、図表を含めて、10 枚以内(12,000 字以内)とする。
- 3) 図表は、A5 サイズを 600 字に換算する。
- 4) 原稿には、400 字程度の和文抄録を付記する。なお、原著を希望する場合は、250 語前後の英文抄録(ダブルスペース)も付記すること。
- 5) 外国語はカタカナで、外国人名、日本語訳が定着していない学術用語などは原則として原語のまま表記する。
- 6) 図、表および写真は、図 1、表 1、写真 1 等の通し番号をつけ、本文とは別に一括し本文原稿右欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。
- 7) 論文の見出しに使用する番号は、I → 1 → 1) → (1)の順に使用する。
- 8) 文献記載の様式は下記に従う。

(1)引用文献は本文の引用箇所の右肩に 1)、1~4)などの番号で示し、本文原稿の最後に一括して引用番号順に記載する。

(2)参考文献は著者名のアルファベット順に列記する。

(3)記載方法は下記に従う。

【論文】・著者名(発行年):表題、雑誌名、巻(号)、頁

【単行本】・著者名(発行年):書名(版数)、出版社名、発行地

・著者名(発行年):表題、編者名、書名(版数)、頁、出版名、発行地

【翻訳書】・原著者名(原書の発行年次/訳者名(翻訳書の発行年次):翻訳書の書名(版数)、出版社名、発行地

【オンライン版で、DOI のない場合】・著者名(年号):論文タイトル、収載誌名、巻(号)、頁、URL

【オンライン版で、DOI のある場合】・著者名(年号):論文タイトル、収載誌名、巻(号)、頁、doi:DOI 番号

その他は APA format(Publication Manual of American Psychological Association)を参照すること。

7.著作権

著作権は大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻に帰属する。原稿提出時に、編集委員会より提示される著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名し、論文とともに送付すること。

8.この規程は平成 17 年 4 月 1 日より発効する。

附則 この規定の改正は平成 23 年 10 月 26 日から施行する。

この規定の改正は平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

この規定の改正は平成 28 年 2 月 1 日から施行する。